

自立支援医療(精神通院医療) と精神障害者保健福祉手帳の 同時更新手続きをされる皆さまへ

新型コロナウイルス感染症にかかる更新手続きの臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、医師の診断書を取得することを目的に、医療機関を受診することを避けるため、臨時的な更新手続きをします。

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期限を迎える方について、下記のとおり取扱います。

【自立支援医療費(精神通院医療)】

手続き不要で更新した扱いとします。現に交付されている受給者証を、有効期間の1年後まで引き続きご使用ください。

【精神障害者保健福祉手帳】

申請書の提出は必要ですが、診断書による申請をされる方は、診断書の提出を有効期限の日から1年間猶予した上で更新することができます。

ただし、免除ではありませんので、次回の自立支援医療(精神通院医療)の更新の際に手帳の診断書を添付してください。

なお、年金証書の写しで申請される方は、従前どおりご申請ください。

手帳の更新手続き

- ★ 障害等級は、従前の等級のままになります。
- ★ 猶予期間内に診断書を提出され、等級を変更する必要があると判断されたときは、先に交付した手帳と引き換えに新たな等級の手帳を交付します。
- ★ 年金証書等の写しによる申請は、従前どおりの手続きとなります。

受給者証の取り扱い

- ★ 受給者証については、現に交付されているものを有効期間の1年後まで引き続き使用することとして差支えありません。
- ★ 医療機関へ、臨時的取扱いとして有効期間を超えた受給者証も当面有効である旨、周知しています。

精神障害者保健福祉手帳の更新申請、自立支援医療(精神通院)の受給者証の記載事項等に変更が生じた場合の変更申請は、郵送による手続きも可能です。

(お問い合わせ先) 西宮市役所 障害福祉課 窓口第2チーム

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 ☎0798-35-3174

裏面あり

精神障害者保健福祉手帳

こんなときは？

Q 1 医師の診断書の提出 1 年猶予で更新した場合の手帳の有効期間は 1 年か、2 年か？

A 1 有効期間は 2 年。診断書の提出を 1 年猶予しているのみで、有効期間は通常時の扱いと同じです。

Q 2 猶予期間の 1 年を超えても診断書を提出しなかった場合、どうなるのか？

A 2 提出自体を免除するものではないため、1 年を超えて提出がなかった場合、必要な書類が揃わないことになるため、手帳は無効になります。

Q 3 猶予期間内に提出した診断書によって、等級変更される場合があるのか？

A 3 精神保健福祉センターで判定した結果、等級変更が必要になる場合は、遡及して適用はせずに、診断書提出日から新しい等級となります。

Q 4 Q 3 で等級変更が必要となった手帳の有効期間は、診断書の提出から 2 年となるのか？

A 4 診断書提出日から 2 年ではなく、診断書なしで更新した有効期限までとなります。

自立支援医療(精神通院)

こんなときは？

Q 1 有効期間を延長するのに、何か手続きする必要があるのか？

A 1 手続きは不要です。現在、お持ちの受給者証をそのまま使用し、市及び医療機関等において、有効期間を読み替えて対応します。

Q 2 診断書の提出は 2 年に一度とされている。本来当該期間に診断書が必要であった方、不要であった方とそれぞれ取扱いに違いがあるが、どんな取扱いになるのか？

A 2 診断書が必要であった方、不要であった方それぞれの本来提出する時期を 1 年遅らせるものです。

【例】令和 2 年 5 月 31 日に期限が満了する受給者について、同年 6 月 1 日以降の更新申請を予定していた場合

- ・ 本来診断書の提出が必要であった受給者 令和 3 年 6 月 1 日～の申請時（次回）に提出
- ・ 本来診断書の提出が不要であった受給者 令和 4 年 6 月 1 日～の申請時（次々回）に提出（次回の申請時の提出は不要）

Q 3 延長になった期間中に、住所、医療機関、保険等の変更申請等が必要な場合どうするのか？

A 3 変更申請等の手続きの必要が生じた場合、通常時と同じく手続きが必要です。

ただし、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、郵送による手続きも可能です。